

入 札 説 明 書

件名「(5) 陸上自衛隊高田駐屯地で使用する電気ほか3件」

令和5年1月30日

防衛省陸上自衛隊高田駐屯地

第379会計隊

ま え が き

入札に参加される方は、国の契約事務処理に関して法令等によって細部が定められていますので、法令等についてある程度のご理解をもっていただかないと手続きに手違いを生じる又は不測の損害を受けることにもなりかねません。このようなことがないよう基本的事項を記述したのがこの説明書です。

従って、入札に参加される方は、ここに記述されている事項はすべて承知のうえ、参加されるものとして取り扱いますので誤りのないように注意して下さい。

1 入札に付する事項

- (1) 件 名：(5) 陸上自衛隊高田駐屯地で使用する電気ほか3件（グループ別入札）
 - ア 1グループ：(5) 陸上自衛隊高田駐屯地で使用する電気
 - イ 2グループ：(5) 陸上自衛隊関山演習場（大沼原地区）で使用する電気
 - ウ 3グループ：(5) 陸上自衛隊関山演習場（松ヶ峰地区）で使用する電気
 - エ 4グループ：(5) 陸上自衛隊上湯谷射場で使用する電気
- (2) 契約期間：令和5年4月1日0000時から令和6年3月31日2400時
- (3) 履行場所
 - ア 1グループ：陸上自衛隊高田駐屯地（新潟県上越市南城町3-7-1）
 - イ 2グループ：陸上自衛隊関山演習場（新潟県上越市中郷区岡川388-1）
 - ウ 3グループ：陸上自衛隊関山演習場（新潟県妙高市関山6751）
 - エ 4グループ：陸上自衛隊上湯谷射場（新潟県上越市上湯谷35-1）
- (4) 特 質 等：別添仕様書による。

2 入札参加資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。但し、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- (6) 令和04・05・06年度全省庁統一資格審査結果通知を受けた者のうち「物品の販売」において、1グループの入札に参加する者はB等級以上、2、3及び4グループの入札に参加する者はD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

- (7) 電気事業法第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を受けた者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。

ただし、電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

- (8) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、契約担当官等が定める入札参加資格者として、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関し入札適合条件を満たすこと。

3 入札条項等を示す場所

- (1) 第379会計隊高田事務室
(2) 東部方面会計隊HP

(URL : <https://www.mod.go.jp/gsdf/eae/aikei/eafin/index.html>)

- (3) 入札参加希望者は2月8日(水)17時00分までに参加申し込みを行ってください。(電話等可)

4 事前審査

- (1) 提出資料

入札参加に当たり、下記に示す資料について事前に提出をいただき審査に合格した者のみ入札参加となりますのでご注意ください。

ア 資格決定通知書

全省庁統一資格審査結果通知「物品の販売」において、1グループの入札に参加する者はB等級以上、2、3及び4グループの入札に参加する者はD等級以上、関東・甲信越地域での競争参加資格決定通知の写し

イ 業務許可証

一般電気事業者又は特定規模電気事業者であることを証明するものの写し

ウ 資格審査資料

「環境配慮契約法基本方針」に基づく適合証明書（その事実を証明する書類を含む。）

- (2) 提出期限：令和5年2月8日(水)1700迄
(3) 提出場所：陸上自衛隊高田駐屯地第379会計隊
(4) 審査結果については、入札日前日までに連絡します。

5 入札説明会

入札説明会は実施しませんが、現場確認等必要な場合はその都度対応いたしますので事前にご連絡願います。

6 入札に関する事項

- (1) 開札日時

令和5年2月9日(木)13時30分

(2) 場 所

陸上自衛隊高田駐屯地 102DS自習室

(3) 提出書類

入札開始前迄に代表者以外の方が応札する場合は委任状を提出してください。

(4) 入札書

ア 当方所定の入札書を使用してください。(様式は上記ホームページに掲載)

イ 入札金額は、各社において設定する契約電力に対する単価(基本料金単価)及び使用電力量に対する単価(電力量料金単価「季節、時間帯等区分による複数単価可能」)を記載(少数第2位まで)し、仕様書に提示する契約電力及び月ごとの予定使用電力量に基づき算出した各月の対価(1円未満切捨て)の年間総価を記載してください。

ウ 入札書に記載する金額の算定に当たっては、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととします。

エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された税抜きの金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額(税抜きの金額)を入札書に記載してください。

オ 本件入札においては郵便入札による参加を可としますが、事前に官側に申し出を行い令和5年2月8日(水)17時00分までに到着したものとします。

また、入札書が官側に届いた事を必ず確認してください。

(5) 落札決定方法

ア グループ別で、当隊所定の予定価格の範囲内かつ最低の金額をもって入札をした者を落札者としてします。

イ 落札者となるべき最低価格入札者が2名以上の場合は、くじ引きにより落札者を決定します。

(6) 再度入札

初度入札で最低入札価格が予定価格を下回らなかった場合、再度入札は原則1回実施します。但し、契約担当官等の判断により再々度入札を行う場合があります。

また、郵便による入札参加があった場合は一時保留とし、入札公告に示す日時に再度入札を実施します。

(7) 入札者等は、入札書等を提出するにあたっては、陸上自衛隊が定める「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾していることを入札書に記載してください。

(8) 一旦提出された入札書の引換え、変更又は取消しはできません

(9) 入札日時に遅れたときは、原則として入札に参加することはできません。

7 保証金

(1) 入札保証金：免除。但し、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合は、落札者が契約締結に応じないものとみなし、入札金額に消費税及び地方消費税に相当する金額を加えた金額(以下、「落札金額」という。)の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。

(2) 契約保証金：免除。但し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として徴収します。

8 入札の無効

- (1) 第2項に示す競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札
- (2) 入札金額、入札者氏名及び印影が識別し難い札
- (3) 「公共事業等からの暴力団排除の推進」に基づき、入札者等が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、当該入札者等が提出した入札書を無効とします。
- (4) 電信電話及びFAXによる入札は認めません。郵便による入札参加は可能としますが、事前に申し出を行い2月8日(水)17時00分必着とします。また、入札書が官側に届いたことを必ず確認してください。
- (5) その他入札に関する条件に違反した入札

9 契約書の作成

作成する。但し、本契約は落札者決定後一時保留とし、契約締結は令和5年4月1日をもって行います。

10 仕様書等の疑義

仕様書等について疑義が生じた場合には、説明を求めて下さい。この場合、当該説明が文書においてなされるよう要求するときは、速やかに、当該事項を明らかにした書類を会計隊に提出し、疑義の申し出を行って下さい。この場合において当該疑義が重大な影響を及ぼすと認められるときは協議の上、契約等を中止する場合があります。

11 その他

入札及び契約事項に関する連絡先

〒943-8501 新潟県上越市南城町3-1-1

陸上自衛隊高田駐屯地第379会計隊契約班 担当：一山

電話：(代) 025-523-5117 (内線348 FAX598)

○添付資料

別添1 仕様書第5018号「(5) 陸上自衛隊高田駐屯地で使用する電気」

別添2 仕様書第5019号「(5) 陸上自衛隊関山演習場(大沼原地区)で使用する電気」

別添3 仕様書第5020号「(5) 陸上自衛隊関山演習場(松ヶ峰地区)で使用する電気」

別添4 仕様書第5021号「(5) 陸上自衛隊上湯谷射場で使用する電気」

別添5 適合証明書

別添6 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

作成年月日： 5. 1. 23

作成部隊：高田駐屯地業務隊

作成者：防衛技官 清水大輔

仕様書番号：第 5018 号

(5) 陸上自衛隊高田駐屯地で使用する電気

高田駐屯地業務隊

仕 様 書

1 件 名 (5) 陸上自衛隊高田駐屯地で使用する電気

2 概 要

(1) 需 要 場 所 陸上自衛隊高田駐屯地
新潟県上越市南城町 3 - 7 - 1

(2) 業種及び用途 官公署 (国家事務)

3 仕 様

(1) 供給電気方式・供給電圧・計量電圧・標準周波数及び電気方式

ア 供 給 電 気 方 式 交流 3 相 3 線式
イ 供給電圧 (標準電圧) 6, 0 0 0 ボルト
ウ 計量電圧 (標準電圧) 6, 0 0 0 ボルト
エ 標 準 周 波 数 5 0 ヘルツ
オ 受 電 方 式 1 回線受電

(2) 契約電力及び予定使用電力量

ア 契 約 電 力 7 1 5 k W

(契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいい、計量器により計測される値が原則としてこれを超えないものとする)

イ 予定使用電力量 2, 3 6 4, 5 0 0 k W h

(月別予定使用電力量は下記のとおり)

月 別 予 定 使 用 電 力 量 (令和 5 年 4 月 ~ 令和 6 年 3 月)	
月	使用電力量 (k W h)
4 月	1 5 5, 2 0 0
5 月	1 4 0, 8 0 0
6 月	1 7 0, 5 0 0
7 月	2 6 2, 8 0 0
8 月	2 7 4, 2 0 0
9 月	2 2 4, 1 0 0
1 0 月	1 6 0, 0 0 0
1 1 月	1 7 0, 5 0 0
1 2 月	1 9 8, 5 0 0
1 月	2 0 9, 9 0 0
2 月	1 9 8, 3 0 0
3 月	1 9 9, 7 0 0
合 計	2, 3 6 4, 5 0 0

(3) 使用期間

令和5年4月1日00:00～令和6年3月31日24:00

(4) 電力量等の検針

自動検針装置 有

電力会社の検針方法 無線式通信端末装置による

計量器の構成 東北計器工業株式会社

型番 HP3E9-R形

交流3相3線式 110ボルト 5アンペア 50ヘルツ

計器定数 1,000パルス/キロワット秒

1,000パルス/キロワット時

パルス定数 50,000パルス/キロワット時

2,000パルス/キロワット時

V C T 6,600/110ボルト

200/5アンペア

(5) 需給地点

需要場所における陸上自衛隊高田駐屯地の施設した構内引込第1柱に施設した区分開閉器の電源側接続端子と東北電力株式会社が施設した終端接続部接続端子との接続点。

(6) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

(7) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

(8) その他

ア 進相コンデンサーの力率調整により、使用期間中7月・8月・9月は力率99パーセント、その他の月は100パーセントを保持する予定。

イ フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。

ウ 非常用自家発電設備（基地通信隊専用）60キロボルトアンペア1台・10キロボルトアンペア1台、（駐屯地用）500キロボルトアンペア1台を保有している。

エ 入札価格の算定にあたっては、燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

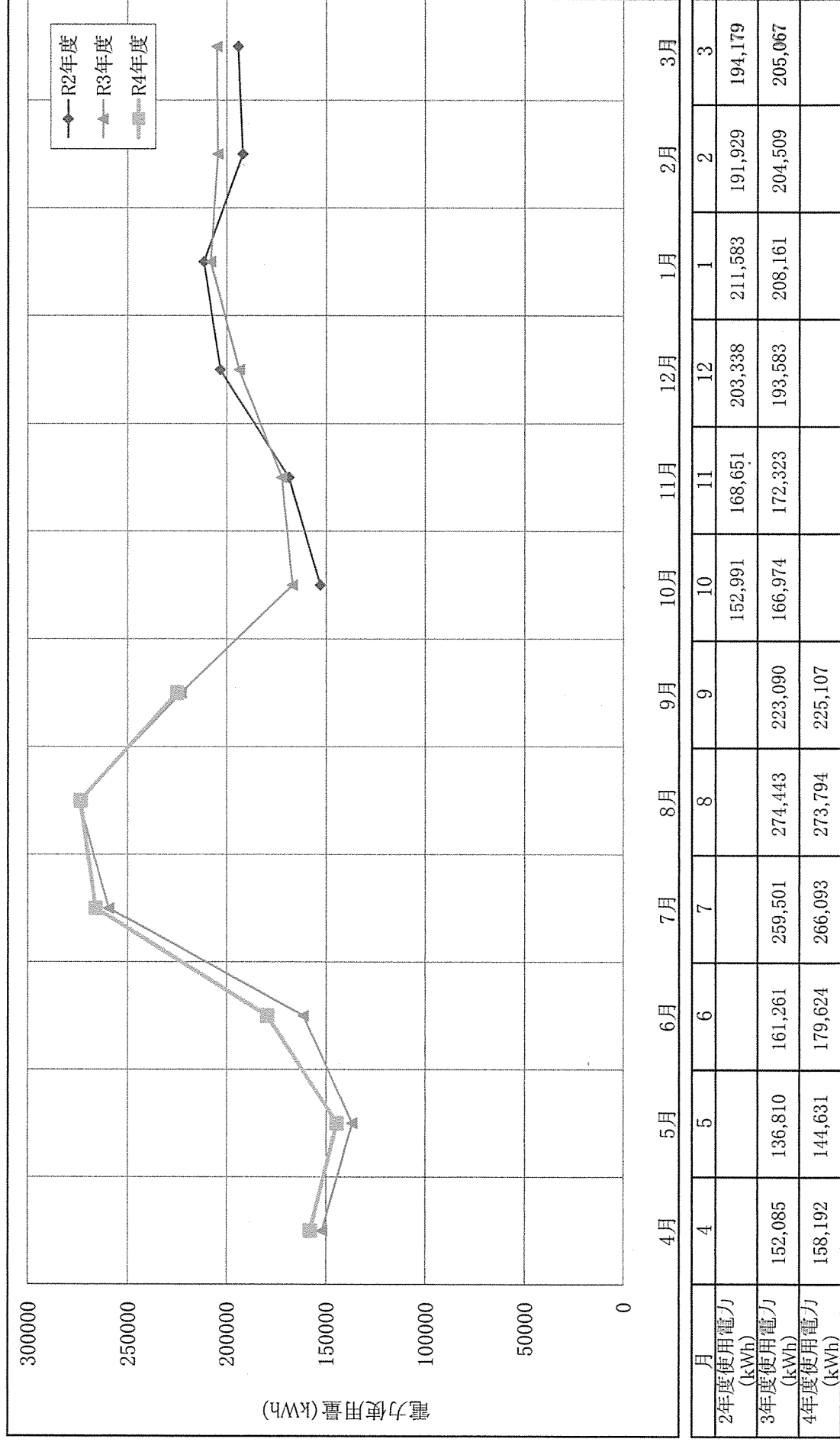
オ 仕様書に定めない事項については、官側と協議の上決定する。

(9) 参考資料

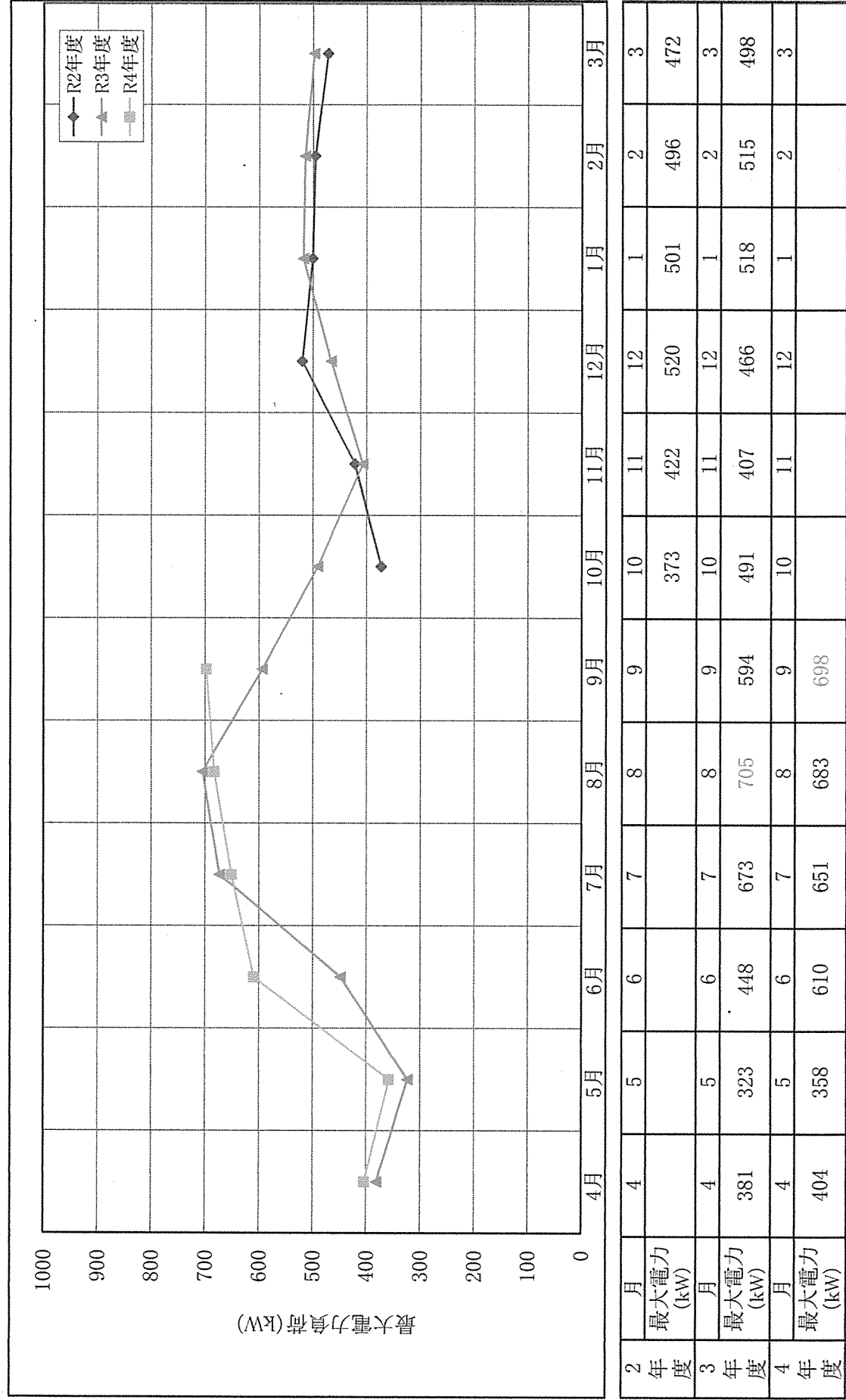
ア 高田駐屯地年間電力使用量（別紙第1）

イ 高田駐屯地月別最大日電力負荷曲線（別紙第2）

高田駐屯地年間電力使用量



高田駐屯地月別最大日電力負荷曲線



作成年月日： 5. 1. 23

作成部隊：高田駐屯地業務隊

作成者：防衛技官 清水大輔

仕様書番号：第 5019 号

(5) 陸上自衛隊関山演習場 (大沼原地区) で使用する電気

高田駐屯地業務隊

仕 様 書

1 件 名 (5)陸上自衛隊関山演習場(大沼原地区)で使用する電気

2 概 要

(1) 需要場所 陸上自衛隊関山演習場(大沼原地区)
新潟県上越市中郷区岡川388-1

(2) 業種及び用途 官公署(国家事務)

3 仕 様

(1) 供給電気方式・供給電圧・計量電圧・標準周波数及び電気方式

ア 供給電気方式 交流3相3線式
イ 供給電圧(標準電圧) 6,000ボルト
ウ 計量電圧(標準電圧) 6,000ボルト
エ 標準周波数 50ヘルツ
オ 受電方式 1回線受電

(2) 予定契約電力及び予定使用電力量

ア 予定契約電力 40kW

なお、各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

最大需要実績値及び予定最大需要電力値

年 月	最大需要電力(kW)	備 考
3年10月	32	
11月	32	
12月	32	
4年1月	39	
2月	40	
3月	21	
4月	9	
5月	35	
6月	24	
7月	37	
8月	20	
9月	23	

イ 予定使用電力量 89,560 kWh
(月別予定使用電力量は下記のとおり)

月別予定使用電力量 (令和5年4月～令和6年3月)	
月	使用電力量 (kWh)
4 月	3,530
5 月	6,600
6 月	6,230
7 月	10,470
8 月	4,970
9 月	8,640
10月	10,590
11月	9,810
12月	5,980
1 月	7,040
2 月	9,620
3 月	6,080
合 計	89,560

(3) 使用期間
令和5年4月1日00:00～令和6年3月31日24:00

(4) 電力量等の検針
自動検針装置 有
電力会社の検針方法 無線式通信端末装置による
計量器の構成 東北計器工業株式会社
型 番 HM3EF-R形
交流3相3線式 110ボルト 5アンペア 50ヘルツ
計器定数 1,000パルス/キロワット秒
1,000パルス/キロワット時
パルス定数 50,000パルス/キロワット時
V C T 6,600/110ボルト
20/5アンペア

(5) 需給地点
需要場所における陸上自衛隊関山演習場（大沼原地区）の施設した構内引込第1柱に施設した区分開閉器の電源側接続端子と東北電力株式会社が施設した終端接続部接続端子との接続点。

(6) 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じ。

(7) 保安上の責任分界点
需給地点に同じ。

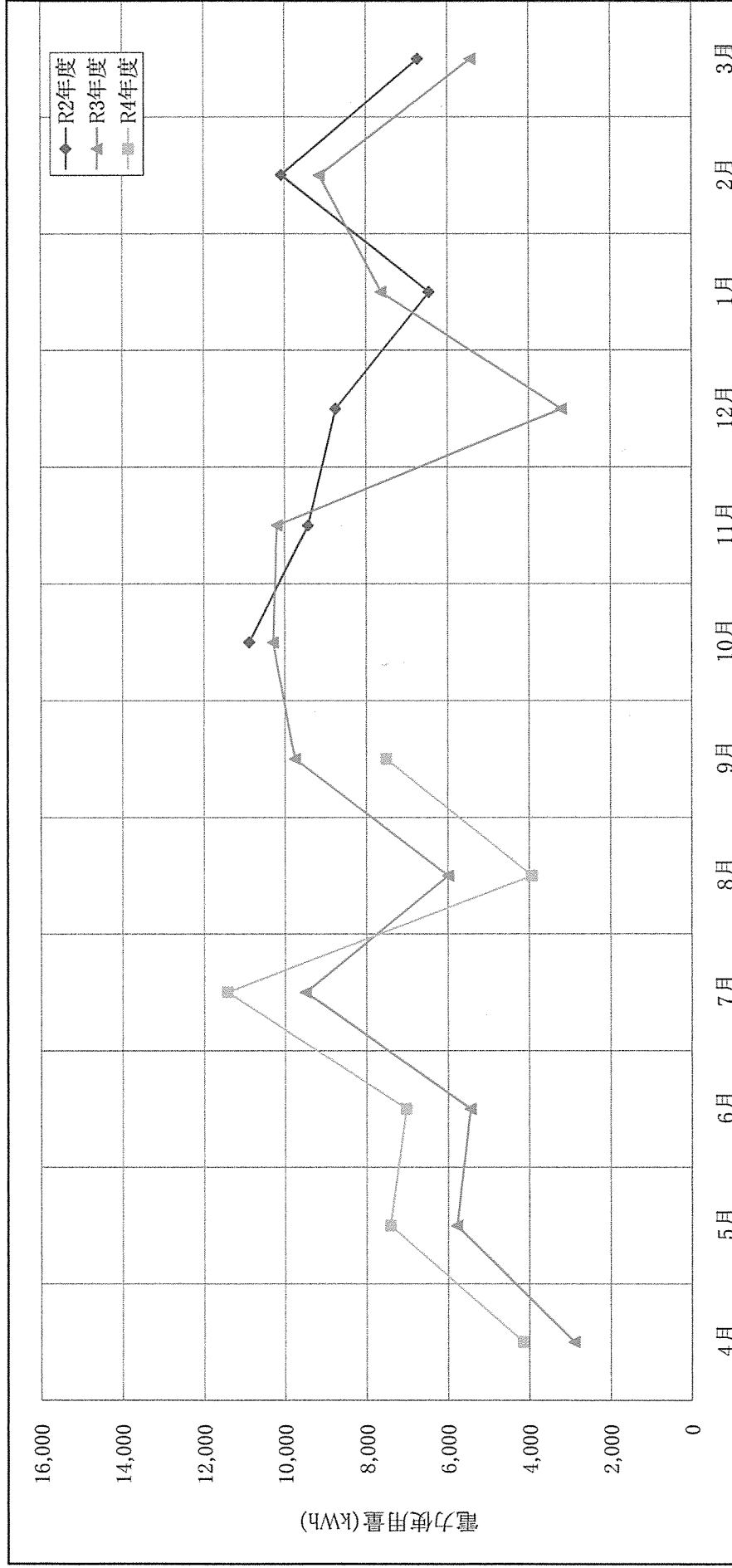
(8) その他

- ア 進相コンデンサーの力率調整により、使用期間中の力率は100パーセントを保持する予定。
- イ フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- ウ 入札価格の算定にあたっては、燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- エ 仕様書に定めない事項については、官側と協議の上決定する。

(9) 参考資料

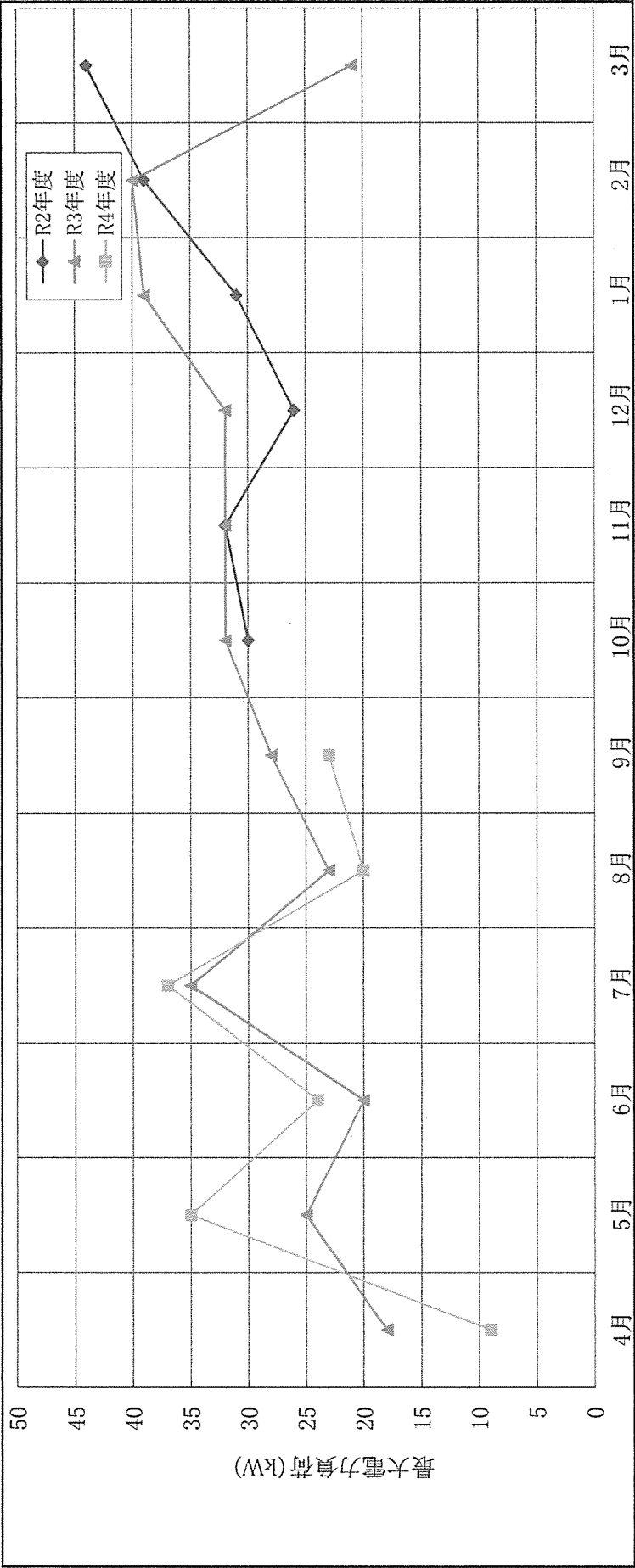
- ア 関山演習場（大沼原地区）年間電力使用量（別紙第1）
- イ 関山演習場（大沼原地区）月別最大日電力負荷曲線（別紙第2）

関山演習場(大沼原地区)年間電力使用量



月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
2年度使用電力(kWh)							10,885	9,429	8,750	6,449	10,084	6,733
3年度使用電力(kWh)	2,898	5,779	5,441	9,500	5,994	9,758	10,295	10,194	3,208	7,634	9,152	5,434
4年度使用電力(kWh)	4,154	7,420	7,027	11,433	3,941	7,514						

関山演習場(大沼原地区)月別最大日電力負荷曲線



2年度	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
	最大電力(kW)							30	32	26	31	39	44
3年度	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
	最大電力(kW)	18	25	20	35	23	28	32	32	32	39	40	21
4年度	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
	最大電力(kW)	9	35	24	37	20	23	10	11	12	1	2	3

作成年月日： 5. 1. 23

作成部隊：高田駐屯地業務隊

作成者：防衛技官 清水大輔

仕様書番号：第 5020 号

(5) 陸上自衛隊関山演習場
(松ヶ峯地区) で使用する電気

高田駐屯地業務隊

仕 様 書

1 件 名 (5)陸上自衛隊関山演習場(松ヶ峯地区)で使用する電気

2 概 要

(1) 需要場所 陸上自衛隊関山演習場(松ヶ峯地区)
新潟県妙高市関山6751

(2) 業種及び用途 官公署(国家事務)

3 仕 様

(1) 供給電気方式・供給電圧・計量電圧・標準周波数及び電気方式

ア 供給電気方式 交流単相3線式、交流3相3線式
イ 供給電圧(標準電圧) 100/200V、200V
ウ 計量電圧(標準電圧) 100/200V、200V
エ 標準周波数 50ヘルツ
オ 受電方式 1回線受電

(2) 契約電力及び予定使用電力量

ア 契約容量 電灯 25kVA

イ 予定使用電力量 19,746kWh

(月別予定使用電力量は下記のとおり)

月別予定使用電力量 (電灯) (令和5年4月～令和6年3月)	
月	使用電力量 (kWh)
4月	68
5月	411
6月	2,151
7月	1,433
8月	2,401
9月	1,426
10月	1,657
11月	2,228
12月	3,457
1月	1,154
2月	1,630
3月	1,730
合 計	19,746

ウ 契 約 電 力 低圧電力 7 k W

エ 予定使用電力量 5, 3 0 6 k W h

(月別予定使用電力量は下記のとおり)

月別予定使用電力量 (低圧電力) (令和5年4月～令和6年3月)	
月	使用電力量 (k W h)
4 月	4 5
5 月	1 6 3
6 月	3 7 7
7 月	4 0 4
8 月	6 4 4
9 月	3 8 0
1 0 月	4 0 4
1 1 月	4 9 5
1 2 月	6 7 7
1 月	4 5 7
2 月	4 9 0
3 月	7 7 0
合 計	5, 3 0 6

(3) 使用期間

令和5年4月1日00:00～ 令和6年3月31日24:00

(4) 電力量等の検針

ア 電灯

自 動 検 針 装 置	有
電力会社の検針方法	無線式通信端末装置による
計 量 器 の 構 成	東北計器工業株式会社

イ 低圧電力

自 動 検 針 装 置	有
電力会社の検針方法	無線式通信端末装置による
計 量 器 の 構 成	東北計器工業株式会社

(5) 需給地点

需要場所における陸上自衛隊関山演習場（松ヶ峯地区）の施設した構内引込各第1柱に施設した電源側接続点と東北電力株式会社が施設した終端接続部との接続点。

(6) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

(7) 保安上の責任分界点
需給地点に同じ。

(8) その他

ア フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。

イ 契約する電気事業者は、供給する電力量に占める再生エネルギー電気の比率について確認できる資料を、調達者に書面（様式自由）で提出することとする。

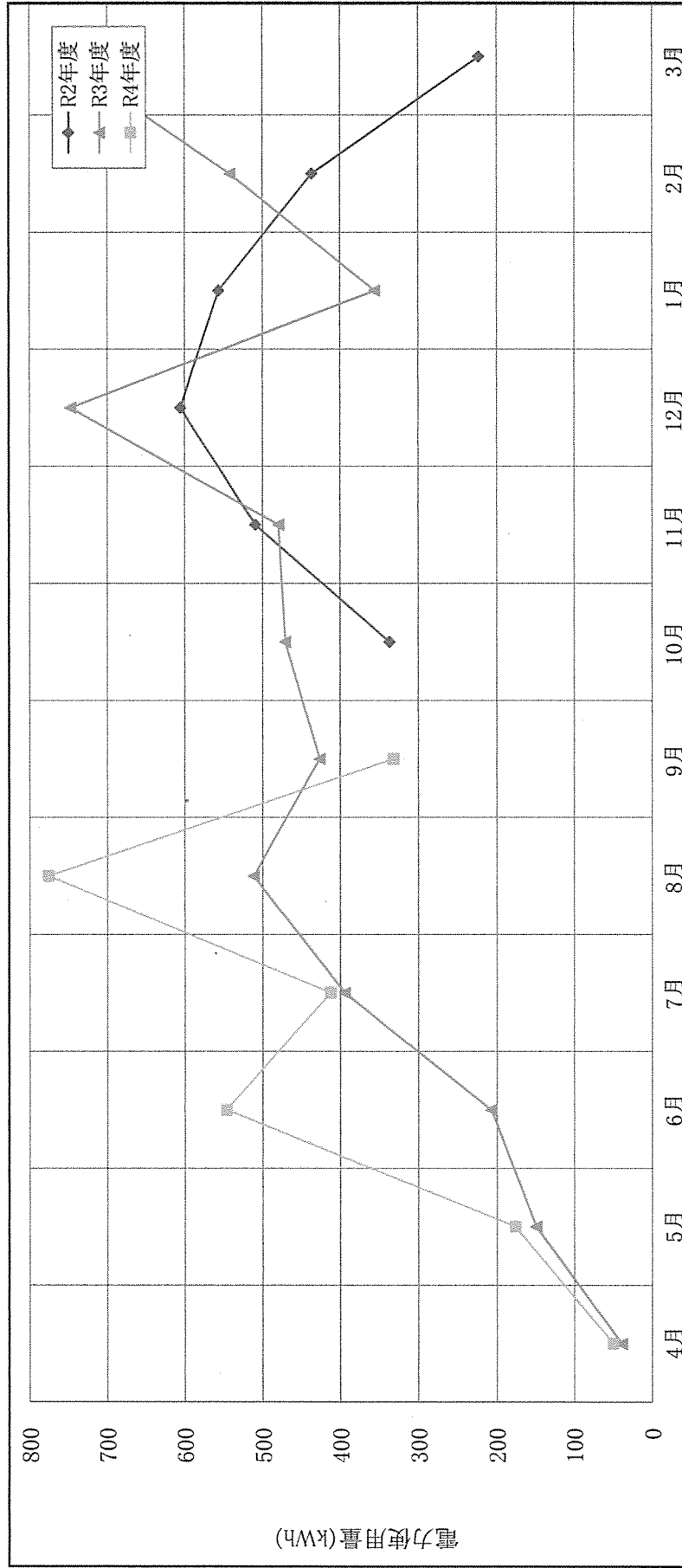
ウ 仕様書に定めない事項については、契約の相手方と協議の上決定する。

(9) 参考資料

ア 関山演習場（松ヶ峯地区）年間電力使用量（電灯）（別紙第1）

イ 関山演習場（松ヶ峯地区）年間電力使用量（低圧電力）（別紙第2）

関山演習場(松ヶ峯地区)年間電力使用量(低圧電力)



月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
2年度最大電力(kWh)							337	510	606	557	437	223
3年度最大電力(kWh)	39	149	207	395	512	427	471	480	748	356	542	762
4年度最大電力(kWh)	50	176	547	413	776	332						

作成年月日： 5. 1. 23

作成部隊：高田駐屯地業務隊

作成者：防衛技官 清水大輔

仕様書番号：第 5021 号

(5) 陸上自衛隊上湯谷射撃場で使用する電気

高田駐屯地業務隊

仕 様 書

1 件 名 (5) 陸上自衛隊上湯谷射撃場で使用する電気

2 概 要

(1) 需要場所 陸上自衛隊上湯谷射撃場
新潟県上越市上湯谷 35-1

(2) 業種及び用途 官公署 (国家事務)

3 仕 様

(1) 供給電気方式・供給電圧・計量電圧・標準周波数及び電気方式

ア 供給電気方式 交流単相3線式、交流3相3線式
イ 供給電圧 (標準電圧) 100/200V、200V
ウ 計量電圧 (標準電圧) 100/200V、200V
エ 標準周波数 50ヘルツ
オ 受電方式 1回線受電

(2) 契約電力及び予定使用電力量

ア 契約容量 電灯 25kVA

イ 予定使用電力量 2,746kWh

(月別予定使用電力量は下記のとおり)

月別予定使用電力量 (電灯) (令和5年4月～令和6年3月)	
月	使用電力量 (kWh)
4月	0
5月	186
6月	440
7月	456
8月	439
9月	416
10月	419
11月	390
12月	0
1月	0
2月	0
3月	0
合 計	2,746

ウ 契 約 電 力 低圧電力 7 k W

エ 予定使用電力量 2, 3 9 1 k W h

(月別予定使用電力量は下記のとおり)

月別予定使用電力量 (低圧電力) (令和5年4月～令和6年3月)	
月	使用電力量 (k W h)
4 月	0
5 月	1 3 2
6 月	2 0 3
7 月	3 6 4
8 月	5 0 1
9 月	3 8 2
1 0 月	2 8 1
1 1 月	3 7 1
1 2 月	1 5 7
1 月	0
2 月	0
3 月	0
合 計	2, 3 9 1

(3) 使用期間

令和5年4月1日00:00～令和6年3月31日24:00

(4) 電力量等の検針

ア 電灯

自 動 検 針 装 置	有
電力会社の検針方法	無線式通信端末装置による
計 量 器 の 構 成	東北計器工業株式会社

イ 低圧電力

自 動 検 針 装 置	有
電力会社の検針方法	無線式通信端末装置による
計 量 器 の 構 成	東北計器工業株式会社

(5) 需給地点

需要場所における陸上自衛隊上湯谷射撃場の施設した構内引込第1柱に施設した電源側接続点と東北電力株式会社が施設した終端接続部との接続点。

(6) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

(7) 保安上の責任分界点
需給地点に同じ。

(8) その他

ア フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。

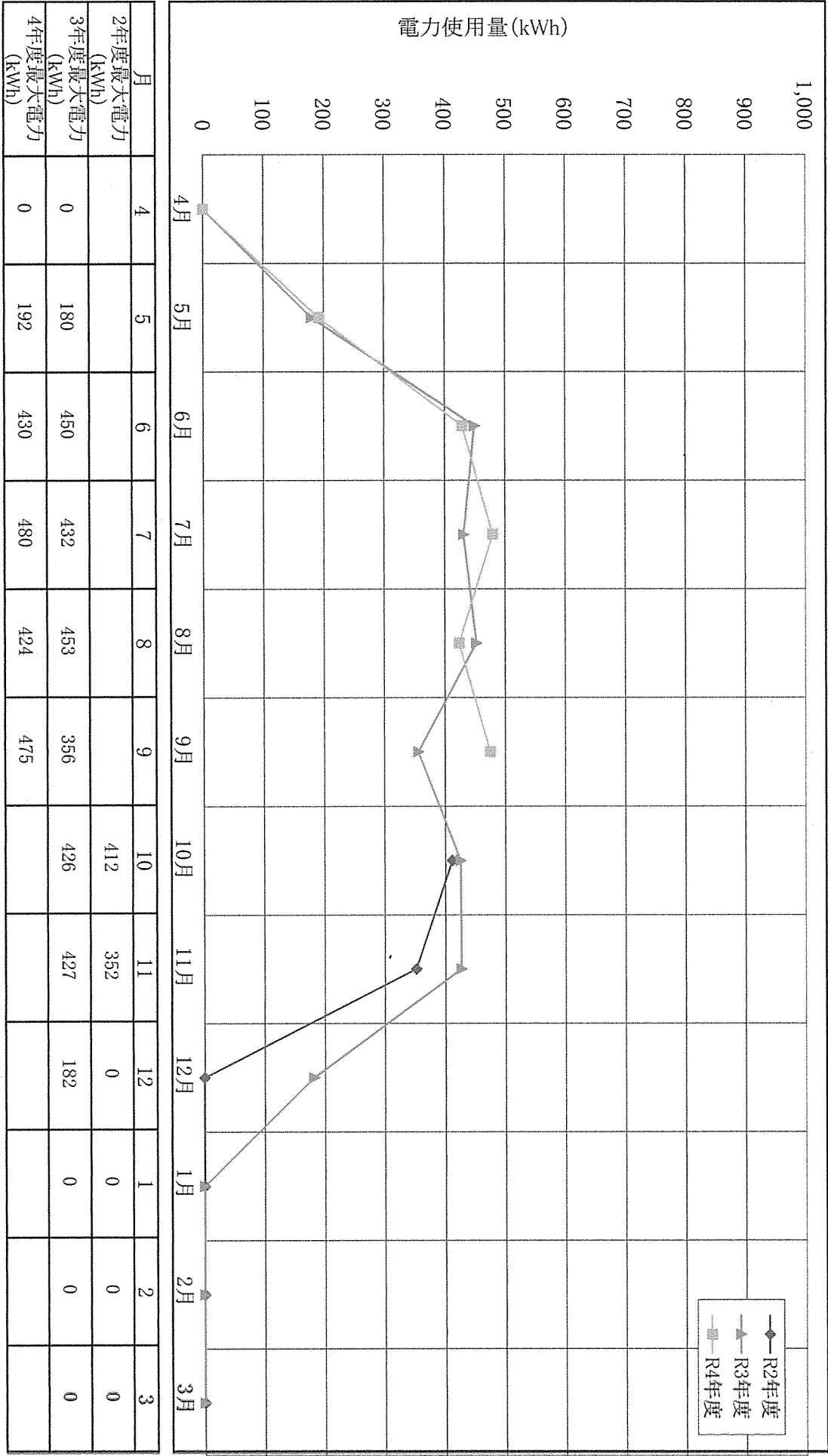
イ 仕様書に定めない事項については、官側と協議の上決定する。

(9) 参考資料

ア 上湯谷射撃場年間電力使用量（電灯）（別紙第1）

イ 上湯谷射撃場年間電力使用量（低圧電力）（別紙第2）

上湯谷射撃場年間電力使用量(電灯)



上湯谷射撃場年間電力使用量(低圧電力)

